

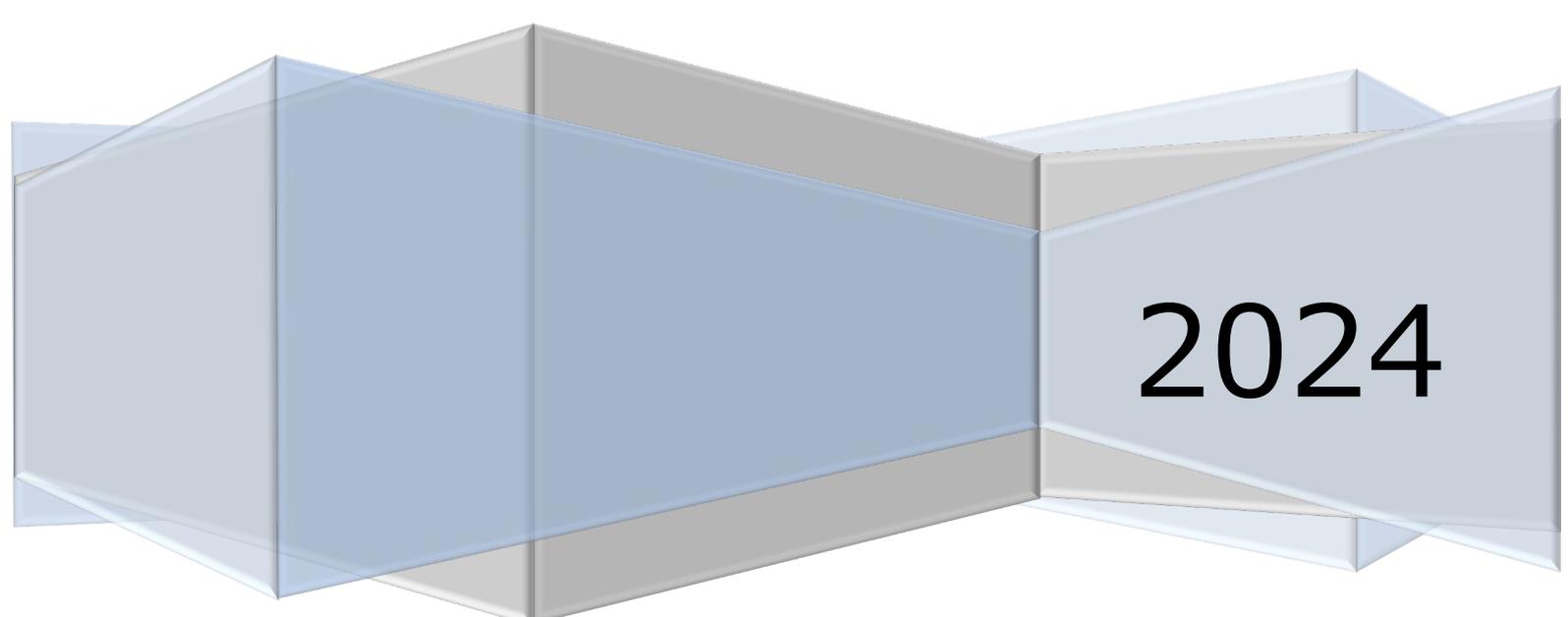
東京医科歯科大学教養部

教 育 要 項

－ 連携教育 －

2022 年度入学看護学専攻 2 年

検査技術学専攻 4 年



2024

目次

2024年度保健衛生学科（連携教育）	1
医療人間学セミナーⅠ（法学）	2
医療人間学セミナーⅠ（倫理学）	3
医療人間学セミナーⅡ（法学）	4
医療人間学セミナーⅡ（倫理学）	5
医療人間学概論（倫理学）	6
医療人間学概論（法学）	8
東京医科歯科大学全学共通科目履修規則	10

2024年度保健衛生学科(連携教育)

2024年度 保健衛生学科(検査技術学専攻4年)連携教育						
前期						
回数	月日	1時限(8:50-10:30)	2時限(10:45-12:25)	3時限(13:30-15:10)	4時限(15:25-17:05)	5時限(17:15-18:55)
1	4月2日	医療人間学概論 (法学・飛田) Zoom (検査4年生)				専門科目
2	4月9日					
3	4月16日					
4	4月23日					
5	4月30日					
6	5月7日					
7	5月14日					
8	5月21日					

時間割番号	000293		
科目名	医療人間学セミナー I (法学)	科目 ID	LA-210301-Z
担当教員			
開講時期	2024 年度後期	対象年次	2
実務経験のある 教員による授業			
<p>対象学科 : 保健衛生学科 科目を履修して得られる能力(コンピテンシー) : 1-2) 社会制度や仕組みについての基本を理解する、1-9) 市民としての倫理観を養う</p>			
<p>授業の目的、概要等 医療と法律の両方が関連するテーマについて事例中心で学び、医療における法律の役割を理解する。</p>			
<p>授業の到達目標 具体的な事例について法的観点を持って考え、医療における法律の役割を説明することができる。</p>			
<p>授業方法 適宜指示する</p>			
<p>授業内容 適宜指示する</p>			
<p>成績評価の方法 評価 : レポート 100% 再評価 : 有 (再評価方法 : レポート)</p>			
<p>成績評価の基準 「東京医科歯科大学全学共通科目履修規則 別表2」による</p>			
<p>準備学習等についての具体的な指示 予習は特に必要ないが、報道等で取り上げられる医療ニュースをよく見ておくことが望ましい。</p>			

時間割番号	000294		
科目名	医療人間学セミナー I (倫理学)	科目 ID	LA-210302-Z
担当教員	藤井 達夫[FUJII Tatsuo]		
開講時期	2024 年度後期	対象年次	2
実務経験のある 教員による授業			
対象学科:保健衛生学科看護学専攻 科目を履修して得られる能力(コンピテンシー):1-2) 1-7) 1-9) 3-2)			
授業の目的、概要等			
このセミナーでは、ケアの問題を現代社会の文脈に据えて検討します。このために、渡辺一史『こんな夜更けにバナナかよ』を履修生の皆さん全員と輪読します。この輪読をとおして、看護の専門家としてのみならず、現代社会を生きる人間としてケアについて考えることを目指します。履修生の皆さんは、今後、看護について専門的に学ぶこととなります。このセミナーでは、専門的な学習の前提となるような、あるいはもしかしたら、専門的な学習では取り扱われないような、現代社会におけるケアの問題を倫理学の視点から検討したいと思います。			
授業の到達目標			
(1)倫理学の視点から現代社会におけるケアの問題について考え、自分の意見を表明できること。 (2)一冊のテキストをしっかりと読みこなすことができ、またその内容についての確に報告できる。			
授業方法			
この授業は、セミナー形式で行われます。			
授業内容			
第 1 回～第 8 回・・・『こんな夜更けにバナナかよ』を読む			
成績評価の方法			
評価:試験 0%・レポート 100%			
再評価:有(再評価方法)レポートの提出			
成績評価の基準			
・テキストを熟読する ・テキストに関して自分の意見を表明できる			
準備学習等についての具体的な指示			
指定された範囲のテキストの熟読			
教科書			
渡辺一史『こんな夜更けにバナナかよ』(文春文庫、2013 年)			
参考書			
渡辺一史『なぜ人と人は支え合うのか』(ちくまプリマー新書、2018 年) 横塚晃一『母よ、殺すな』(生活書院、2007 年) 川口有美子『逝かない身体—ALS 的日常を生きる』(医学書院、2009 年) 村上靖彦『在宅無限大』(医学書院、2018 年) その他、授業内で随時、紹介していきます。			
履修上の注意事項			
出欠・遅刻の扱いについては、該当する規則に従います。			
連絡先(メールアドレス)			
fujii.las@tmd.ac.jp			
オフィスアワー			
毎週月曜日 12:00--13:00(管理棟 2 階)			

時間割番号	000295		
科目名	医療人間学セミナーⅡ(法学)	科目ID	LA-210303-Z
担当教員			
開講時期	2024年度後期	対象年次	2
実務経験のある 教員による授業			
<p>対象学科 : 保健衛生学科 科目を履修して得られる能力(コンピテンシー) : 1-2) 社会制度や仕組みについての基本を理解する、1-9) 市民としての倫理観を養う</p>			
<p>授業の目的、概要等 医療と法律の両方が関連するテーマについて事例中心で学び、医療における法律の役割を理解する。</p>			
<p>授業の到達目標 具体的な事例について法的観点を持って考え、医療における法律の役割を説明することができる。</p>			
<p>授業方法 適宜指示する</p>			
<p>授業内容 適宜指示する</p>			
<p>成績評価の方法 評価 : レポート 100% 再評価 : 有(再評価方法: レポート)</p>			
<p>成績評価の基準 「東京医科歯科大学全学共通科目履修規則 別表2」による</p>			
<p>準備学習等についての具体的な指示 予習は特に必要ないが、報道等で取り上げられる医療ニュースをよく見ておくことが望ましい。</p>			

時間割番号	000296		
科目名	医療人間学セミナーⅡ(倫理学)	科目ID	LA-210304-Z
担当教員	藤井 達夫[FUJII Tatsuo]		
開講時期	2024 年度後期	対象年次	2
実務経験のある 教員による授業			
対象学科:保健衛生学科看護学専攻 科目を履修して得られる能力(コンピテンシー):1-2) 1-7) 1-9) 3-2)			
授業の目的、概要等			
このセミナーでは、ケアの問題を現代社会の文脈に据えて検討します。このために、渡辺一史『こんな夜更けにバナナかよ』を履修生の皆さん全員と輪読します。この輪読をとおして、看護の専門家としてのみならず、現代社会を生きる人間としてケアについて考えることを目指します。履修生の皆さんは、今後、看護について専門的に学ぶこととなります。このセミナーでは、専門的な学習の前提となるような、あるいはもしかしたら、専門的な学習では取り扱われないような、現代社会におけるケアの問題を倫理学の視点から検討したいと思います。			
授業の到達目標			
(1)倫理学の視点から現代社会におけるケアの問題について考え、自分の意見を表明できること。 (2)一冊のテキストをしっかりと読みこなすことができ、またその内容についての確に報告できる。			
授業方法			
この授業は、セミナー形式で行われます。			
授業内容			
第1回～第8回・・・『こんな夜更けにバナナかよ』を読む			
成績評価の方法			
評価:試験 0%・レポート 100%			
再評価:有(再評価方法)レポートの提出			
成績評価の基準			
・テキストを熟読する ・テキストに関して自分の意見を表明できる			
準備学習等についての具体的な指示			
指定された範囲のテキストの熟読			
教科書			
渡辺一史『こんな夜更けにバナナかよ』(文春文庫、2013年)			
参考書			
渡辺一史『なぜ人と人は支え合うのか』(ちくまプリマー新書、2018年) 横塚晃一『母よ、殺すな』(生活書院、2007年) 川口有美子『逝かない身体—ALS 的日常を生きる』(医学書院、2009年) 村上靖彦『在宅無限大』(医学書院、2018年) その他、授業内で随時、紹介していきます。			
履修上の注意事項			
出欠・遅刻の扱いについては、該当する規則に従います。			
連絡先(メールアドレス)			
fujii.las@tmd.ac.jp			
オフィスアワー			
毎週月曜日 12:00--13:00(管理棟 2 階)			

時間割番号	000298		
科目名	医療人間学概論(倫理学)	科目 ID	LA-210100-Z
担当教員	藤井 達夫[FUJII Tatsuo]		
開講時期	2024 年度前期	対象年次	2
		単位数	1
実務経験のある 教員による授業			
<p>曜日・時間: オンデマンド授業 対象学科: 保健衛生学科看護学専攻 科目を履修して得られる能力(コンピテンシー): 1-2) 1-5) 1-9) 1-10)</p>			
主な講義場所 オンデマンド授業			
授業の目的、概要等 この授業では、倫理学の基礎的な理解から出発します。その上で、自己決定権という概念とインフォームドコンセントという実践を基盤にした生命倫理の内容と歴史を概観し、その現代的な課題について検討します。この検討のために、19 世紀に誕生した優生思想と、医療テクノロジーの発展によって普及しはじめた 21 世紀の新しい優生思想に焦点を当てます。これに加え、今年度は、戦後日本の障害者政策と障害者の自立生活運動を取り上げ、障害者の自己決定権の問題について検討する予定です。			
授業の到達目標 (1)倫理学の基礎的な理解を習得すること。 (2)日常的な倫理観を相対化する視点を獲得すること。 (3)現代の生命倫理が抱える課題に対する理解を深めること。			
授業方法 アクティブ・ラーニング(メールでの質問等)を取り入れた、講義形式の授業を実施します。			
授業内容 第 1 回 生命倫理とは何か?・・・インフォームド・コンセントとその限界 第 2 回 優生思想と近代医療の関係 第 3 回 ドイツと日本における優生的医療の具体例 第 4 回 新しい優生思想の登場とその倫理的問題 第 5 回 医療テクノロジーの発展に伴う生命倫理の新たな課題 第 6 回 戦後の障害者政策と戦後の障害者運動 第 7 回 『青い芝の会』と障害者の自己決定権 第 8 回 障害と現代の生命倫理			
成績評価の方法 評価: 試験 0%・レポート 100% 再評価: 有(再評価方法)レポートの再提出			
成績評価の基準 到達目標の達成度合いによる			
準備学習等についての具体的な指示 スライドによる予習、授業内指示された課題の取り組み			
試験の受験資格 全授業回数の 2/3 以上の出席を単位認定の条件とします。			
教科書 教科書は使用しません。スライドを使って授業を行います。			
参考書 授業内で随時、紹介していきます。			
履修上の注意事項 出欠・遅刻の扱いについては、該当する規則に従います。			

連絡先(メールアドレス)

fujii.las@tmd.ac.jp

オフィスアワー

毎週月曜日 12:00--13:00(管理棟 2 階)

時間割番号	000299			科目 ID	LA-210200-Z																																													
科目名	医療人間学概論(法学)																																																	
担当教員	飛田 綾子[TOBITA AYAKO]																																																	
開講時期	2024 年度前期	対象年次	2～4	単位数	1																																													
実務経験のある 教員による授業																																																		
<p>曜日・時間：火曜 1 限</p> <p>対象学科：4 年生 医学部保健衛生学科検査技術学専攻</p> <p>科目を履修して得られる能力(コンピテンシー)：</p> <p>1-2)社会制度や仕組みについての基本を理解する。</p> <p>1-5)人間の思考の枠組みを知り、自らの思考を振り返る。</p>																																																		
<p>授業の目的、概要等</p> <p>全ての医療行為は法律による規制を受けます。</p> <p>この授業では医療者が問われる法的責任や、広く医療に関わる法律について説明します。</p> <p>医療者として必要な知識だけでなく、医療に関わる法律や制度が社会にもたらす影響についても広く考察できるように、幅広く論点を提示したいと思います。</p>																																																		
<p>授業の到達目標</p> <p>①医療が「法」のもとにあることを理解する。</p> <p>②医療者の法的責任を理解する。</p> <p>③生殖補助医療など、医療行為に関わる具体的法規制について理解する。</p> <p>④医療をめぐる法のあり方について、自らの視点を持つ。</p>																																																		
<p>授業計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>日付</th> <th>時刻</th> <th>講義室</th> <th>担当教員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-2</td> <td>4/4</td> <td>08:50-10:30</td> <td>遠隔授業(同期型)</td> <td>飛田 綾子</td> </tr> <tr> <td>3-4</td> <td>4/9</td> <td>08:50-10:30</td> <td>遠隔授業(同期型)</td> <td>飛田 綾子</td> </tr> <tr> <td>5-6</td> <td>4/16</td> <td>08:50-10:30</td> <td>遠隔授業(同期型)</td> <td>飛田 綾子</td> </tr> <tr> <td>7-8</td> <td>4/23</td> <td>08:50-10:30</td> <td>遠隔授業(同期型)</td> <td>飛田 綾子</td> </tr> <tr> <td>9-10</td> <td>4/30</td> <td>08:50-10:30</td> <td>遠隔授業(同期型)</td> <td>飛田 綾子</td> </tr> <tr> <td>11-12</td> <td>5/7</td> <td>08:50-10:30</td> <td>遠隔授業(同期型)</td> <td>飛田 綾子</td> </tr> <tr> <td>13-14</td> <td>5/14</td> <td>08:50-10:30</td> <td>遠隔授業(同期型)</td> <td>飛田 綾子</td> </tr> <tr> <td>15-16</td> <td>5/21</td> <td>08:50-10:30</td> <td>遠隔授業(同期型)</td> <td>飛田 綾子</td> </tr> </tbody> </table>						回	日付	時刻	講義室	担当教員	1-2	4/4	08:50-10:30	遠隔授業(同期型)	飛田 綾子	3-4	4/9	08:50-10:30	遠隔授業(同期型)	飛田 綾子	5-6	4/16	08:50-10:30	遠隔授業(同期型)	飛田 綾子	7-8	4/23	08:50-10:30	遠隔授業(同期型)	飛田 綾子	9-10	4/30	08:50-10:30	遠隔授業(同期型)	飛田 綾子	11-12	5/7	08:50-10:30	遠隔授業(同期型)	飛田 綾子	13-14	5/14	08:50-10:30	遠隔授業(同期型)	飛田 綾子	15-16	5/21	08:50-10:30	遠隔授業(同期型)	飛田 綾子
回	日付	時刻	講義室	担当教員																																														
1-2	4/4	08:50-10:30	遠隔授業(同期型)	飛田 綾子																																														
3-4	4/9	08:50-10:30	遠隔授業(同期型)	飛田 綾子																																														
5-6	4/16	08:50-10:30	遠隔授業(同期型)	飛田 綾子																																														
7-8	4/23	08:50-10:30	遠隔授業(同期型)	飛田 綾子																																														
9-10	4/30	08:50-10:30	遠隔授業(同期型)	飛田 綾子																																														
11-12	5/7	08:50-10:30	遠隔授業(同期型)	飛田 綾子																																														
13-14	5/14	08:50-10:30	遠隔授業(同期型)	飛田 綾子																																														
15-16	5/21	08:50-10:30	遠隔授業(同期型)	飛田 綾子																																														
<p>授業方法</p> <p>教員が作成したレジュメをもとに、講義形式で行います。</p> <p>アクティブ・ラーニングの形式を取り入れ、具体的問題をディスカッションする機会を適宜実施する予定です。</p>																																																		
<p>授業内容</p> <p>第 1 回 医療と法 総論(医事法の意義、基本原理、医療制度の概要)</p> <p>第 2 回 人の「死」について一脳死・安楽死・尊厳死一</p> <p>第 3 回 人の「生」について 一生殖補助医療、出生前診断一</p> <p>第 4 回 医療行為と法的責任(刑事・民事・行政)</p> <p>第 5 回 医療行為と法的責任(インフォームド・コンセント)</p> <p>第 6 回 治療行為と人体実験・研究</p> <p>第 7 回 小児治療・精神科医療について</p> <p>第 8 回 試験</p>																																																		
<p>成績評価の方法</p> <p>評価：試験 55%・レポート 0%・その他(授業内容を踏まえたリアクションペーパー)45%</p> <p>再評価：有(再評価方法:レポート)・無</p>																																																		

<p>成績評価の基準</p> <p>「東京医科歯科大学全学共通科目履修規則 別表2」による</p>
<p>準備学習等についての具体的な指示</p> <p>将来の医療者として、医療に関するニュースに敏感になり、授業内容と関連付ける習慣を身につけてください。これが予習復習となります。</p> <p>こうしたニュースに関しては、リアクションペーパー等で簡単に記述してもらおうと考えています。レジュメを読み直すことも有用です。</p>
<p>教科書</p> <p>ブリッジブック医事法／甲斐，克則，1954-，甲斐克則 編：信山社出版，2018.3 甲斐克則編『ブリッジブック医事法(第2版)』(信山社、2018年)</p>
<p>参考書</p> <p>医事法講義／米村，滋人，米村滋人 著：日本評論社，2023.10 米村 滋人『医事法講義 第2版』(日本評論社、2023年)、『医事法判例百選〔第3版〕』(有斐閣、2022年)。</p>
<p>履修上の注意事項</p> <p>履修上の注意事項 ①zoom への出席とリアクションペーパーの提出の両方を揃えて「出席」とします。片方だけでは出席と認めません。 ②出席回数が3分の2以上を満たさないと、テストの受験資格を得られません。 ③遅刻 3 回で欠席 1 回とカウントします。</p>
<p>備考</p> <p>キーワード：医事法、生命倫理、自己決定権</p>
<p>連絡先(メールアドレス)</p> <p>飛田 綾子:教養教務・支援掛までお問い合わせ下さい。</p>
<p>オフィスアワー</p> <p>飛田 綾子:教養教務・支援掛までお問い合わせ下さい。</p>

東京医科歯科大学全学共通科目履修規則

〔平成16年4月1日
規則第217号〕

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学における全学に共通する教育科目（以下「全学共通科目」という。）の履修に関しては、東京医科歯科大学学則（平成16年規程第4号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(授業科目の編成)

第2条 全学共通科目における授業科目は、次の4系をもって編成する。

- 自由教育講義系
- 自由教育実習系
- 自由教育セミナー系
- 基礎教育系

(授業科目及び単位数)

第3条 前条の各系に属する授業科目及び修得すべき単位数等は、別表1に定めるとおりとする。

2 前項の授業科目及び修得すべき単位数等は、教養部教授会の意見を聴いて学長が定めるものとする。

(1単位当たりの授業時間)

第4条 学則第36条に定める1単位当たりの授業時間は、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間
- (2) 実験及び実習については、30時間から45時間

2 前項の授業時間の設定においては、次の事項に配慮しなければならない。

- (1) 学習目標を十分に満たすこと
- (2) 履修時間及び自主的学修時間の確保

(履修届)

第5条 学生は、別に定める授業科目の中から、履修しようとする授業科目を所定の期日までに届け出なければならない。

(定期試験)

第6条 履修した授業科目については、試験を行う。

2 前項の規定にかかわらず、実験、実習を伴う授業科目又は試験を行うことが困難な授業科目等で、平常の学修の成果を評価して成績を与えることが適切と認められる場合には、試験によらず、指定した課題についての報告等をもって試験に代えることができる。

3 第1項の試験については、別に定める。

4 試験に合格したときは、所定の単位を与える。

(学習の評価)

第7条 履修した授業科目の成績については、別表2により学習の評価を行う。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に該当する授業科目のうち、第1項により難しい場合の学習の評価は、別表3により行う。

3 第1項及び第2項の学習の評価に、平常の学修の成果を加味することができる。

4 教養部長は、学習の評価の結果を学生に通知する。

(再履修)

第8条 前条により、「不可」又は「不合格」の評価を得た授業科目については、所定の手続きにより再履修することができる。

(懲戒)

第9条 教養部長は、懲戒に相当すると思われる行為があったときは、学則第58条に定める懲戒の手続きをとるものとする。なお、手続きについては別に定める。

(進級要件)

- 第10条 別表1(1)に定める単位をすべて修得しなければ、第2学年に進級することができない。
- 2 別表1(2)に定める単位をすべて修得しなければ、第3学年に進級することができない。
- 3 別表1(3)に定める単位をすべて修得しなければ、第4学年に進級することができない。
- 4 別表1(4)に定める単位をすべて修得しなければ、卒業することはできない。
- 5 全学共通科目の単位の認定については、教養部教授会の議を経て、教養部長がこれを行う。
- 6 教養部長は、前項の認定の結果について各学部長に通知する。
- 7 2年以内に、別表1(1)に定める単位をすべて修得することができない学生は、特別に考慮すべき事由のない限り、学則第33条第1項第1号に規定する「成業の見込みがない」者として、同条により除籍する。ただし、当該期間には、休学の期間を算入しない。
- 8 前項の場合において、大学は、教授会等における審議を行う前に、除籍の対象となる学生に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は文書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 9 第7項の場合において、教授会等における審議の後、当該学生から不服が申立てられた場合で、教養部長が再審議の必要性があると判断したときは、教養部長は、教務委員会等に再度審議を行わせるものとする。

(歯学部口腔保健学科編入学生の履修)

第11条 学則第18条及び第18条の2に定める歯学部口腔保健学科編入学生の全学共通科目に係る履修については、別に定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、全学共通科目の履修に関する必要な事項は、教養部教授会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人の成立前の東京医科歯科大学に平成16年3月31日に在学し、引き続き本学の在学者となったもの(以下「在学者」という。)及び平成16年4月1日以後在学者の属する学年に再入学、転入学及び編入学する者の教育課程の履修については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月31日規則第10号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日において、現に本学に在学する者(以下「在学者」という。)および平成18年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月31日規則第8号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日において現に本学に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成20年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表(1)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月19日規則第11号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（1）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月30日規則第40号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月4日規則第14号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成23年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月25日規則第3号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月4日規則第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第72号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日において現に本学に在学する者が履修した科目の学習の評価については、次のとおり読み替えるものとする。

評価区分	評価
秀	A+
優	A
良	B
可	C
不可	D

附 則（平成29年3月31日規則第53号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成29年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年5月1日規則第31号）

この規則は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年10月23日規則第108号）

この規則は、令和元年10月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日規則第138号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第51号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和3年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者の修得すべき単位数については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和 年 月 日規則第 号)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和4年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者の修得すべき単位数については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1
(1)第1学年

授 業 科 目			修 得 す べ き 単 位 数					備 考	
			医 学 部			歯 学 部			
			医学科	保健衛生学科		歯学科	口腔保健学科		
				看護学 専攻	検査技 術学専 攻		口腔保 健衛生 学専攻		口腔保 健工学 専攻
自由教育講義系	人文科学・社会科学	哲学Ⅰ						選択科目 1科目 2単位	
		哲学Ⅱ							
		倫理学Ⅰ							
		倫理学Ⅱ							
		心理学Ⅰ							
		心理学Ⅱ							
		宗教学Ⅰ							
		宗教学Ⅱ							
		芸術Ⅰ							
		芸術Ⅱ							
		歴史学AⅠ							
		歴史学AⅡ							
		歴史学BⅠ							
		歴史学BⅡ							
		民俗学Ⅰ							
		民俗学Ⅱ							
		科学史Ⅰ							
		科学史Ⅱ							
		文学AⅠ	8	8	8	8	8		
		文学AⅡ							
		文学BⅠ							
		文学BⅡ							
		法学Ⅰ							
		法学Ⅱ							
		政治学Ⅰ							
		政治学Ⅱ							
		経済学Ⅰ							
		経済学Ⅱ							
		社会学AⅠ							
		社会学AⅡ							
		社会学BⅠ							
		社会学BⅡ							
社会心理学Ⅰ									
社会心理学Ⅱ									
社会思想史Ⅰ									
社会思想史Ⅱ									
文化人類学Ⅰ									
文化人類学Ⅱ									

		Japanese Culture and Society I							
		Japanese Culture and Society II							
		グローバル教養科目(注1)							
		人文社会科学特論(注1)							
自然科学		物理学入門	1 (注2)		1 (注2)	1 (注2)		選択科目	
		生物学入門							
		化学入門							
		数学Ⅰ	1		1	1		必修科目	
		物理学Ⅰ	1		1	1			
		数学Ⅱ	1 (注3)			1 (注3)		医学科・歯学科は、選択科目。検査技術学専攻は、必修科目。	
		物理学Ⅱ			1				
		統計学		1	1		1	必修科目	
		化学	2		2	2			
		化学基礎		1			1		1
		生物学	2		2	2			
		細胞生物学基礎		1			1		1
		人体の生物学基礎		1			1		1
自由教育実習系	外国語	英語	4	4	4	4	4	4	必修科目
		日本語(注4)							選択科目
		ドイツ語							
		フランス語	4	4	4	4	4	4	1科目 4単位
		中国語							
		スペイン語							
	自然科学	物理学実験	1			1			必修科目
		化学実験	1			1			
		生物学実験	1			1			
サイエンスPBL入門		1			1				

		科学基礎実験		1 (注5)	1		1 (注5)	1 (注5)	看護学専攻・口腔保健衛生学専攻・口腔保健工学専攻は、選択科目。検査技術学専攻は、必修科目。
		科学基礎演習							
		情報科学		1	1		1	1	必修科目
		情報処理	1			1			
	保健体育	スポーツ・健康科学	1	1	1	1	1	1	必修科目
		フィットネスマネジメント	1	1	1	1	1	1	
自由教育セミナー系	共通領域	共通領域セミナー科目	2	1	1	2	1	1	必修科目(具体的な科目名は、全学共通科目教育要項に定める。)
基礎教育系	共通領域	教養総合講座	1	1	1	1	1	1	必修科目
第1学年 小計			34	26	31	34	26	26	

(注)

- 1 詳細は、全学共通科目教育要項に定める。
- 2 医学部医学科、保健衛生学科検査技術学専攻及び歯学部歯学科の学生については物理学入門、生物学入門、化学入門のうちから1科目(1単位)を選択する。
- 3 医学部医学科及び歯学部歯学科の学生については数学Ⅱ、物理学Ⅱのうちから1科目(1単位)を選択する。
- 4 外国人留学生のみ履修できる。
- 5 保健衛生学科看護学専攻及び口腔保健学科の学生については科学基礎実験又は科学基礎演習のいずれか1科目(1単位)を選択する。

(2)第2学年

授業科目			修得すべき単位数						備考
			医学部			歯学部			
			医学科	保健衛生学科		歯学科	口腔保健学科		
				看護学専攻	検査技術学専攻		口腔保健衛生学専攻	口腔保健工学専攻	
基礎教育系	教養教育	生命科学基礎	2			2			必修科目
		主題別選択Ⅰ	1			1			
	連携教育	教養英語				4			
		情報科学演習				1			
		サイエンスPBL				1			
		生命科学(人体の生物学)				2			
		生命科学(生物物理化学)				2			
		人文社会科学総合講義				2			
		医療人間学概論(倫理学)		1					
		医療人間学概論(法学)		1					
		医療人間学セミナー		1					
第2学年 小計			3	3		15			

(3)第3学年

授業科目			修得すべき単位数						備考
			医学部			歯学部			
			医学科	保健衛生学科		歯学科	口腔保健学科		
				看護学専攻	検査技術学専攻		口腔保健衛生学専攻	口腔保健工学専攻	
基礎教育系	教養教育	主題別選択Ⅱ	1			1		必修科目	
		主題別人文社会科学セミナー	2			2			
第3学年 小計			3			3			

(4)第4学年

授業科目			修得すべき単位数					備考	
			医学部			歯学部			
			医学科	保健衛生学科		歯学科	口腔保健学科		
				看護学専攻	検査技術学専攻		口腔保健衛生学専攻		口腔保健工学専攻
基礎教育系	連携教育	医療人間学概論(法学)			1			必修科目	
第4学年 小計					1				
全学共通科目 合計			41	30	33	53	27	27	

別表2

摘要	評価基準	評価	単位認定
第7条第1項に該当する授業科目	当該科目の到達目標を期待された水準を超えて達成した	A+	合格
	当該科目の到達目標を全て達成した	A	
	当該科目の到達目標を概ね達成した	B	
	当該科目の到達目標のうち最低限を達成した	C	
	当該科目の到達目標を達成していない	D	不合格
	到達目標の達成度を評価できない	F	

別表3

摘要	評価基準	評価	単位認定
第7条第2項に該当する授業科目	当該科目の到達目標を達成している	合格	合格
	当該科目の到達目標を達成していない	不合格	不合格